

「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（盗聴法）」の廃止を求める意見書

1999年8月に成立した通信傍受法(盗聴法)が去る8月15日に施行されたが、この法律は、電話、FAX、携帯電話、パソコン、電子メールなどを、本人に無断で盗聴するものであり、プライバシー、通信の秘密を侵害し、憲法の本質を根本的に否定するものである。また、犯罪捜査の範囲と方法を、限りなく拡大する恐れが強い、極めて危険な法律と言わねばならない。

また、いくら盗聴が行われても、捜査や公判廷で証拠とされるもの以外は、多くの場合盗聴されたこと自体、知る術がない。盗聴され、人権が侵害されたことに、一生気づかないことがほとんどである。盗聴の対象は、人間関係全部に及ぶ。電話をした相手や、かけてきた人の電話番号も記録され、ここから名前や住所もわかってしまうのである。また通信傍受法(盗聴法)は、組織的な犯罪だけが対象になるわけではない。当初は組織的な犯罪に対する法整備という名目だったが、最終的には国民すべてが対象とされた。

しかも、この通信傍受法(盗聴法)成立以降、全国の警察不祥事が一斉に発覚し始めた。これらの警察不祥事では、犯罪を取り締まるべき警察自身が、常識では考えられない犯罪を繰り返していたことが明らかになった。特に捜査の段階で知り得た情報を警察官が犯罪に利用していたこと、警察内での事件や不祥事が発覚するまで、その事実が隠ぺいされていたこと、また発覚した後も説明を二転三転させ、事件の真相を世間の目から隠そうとした点は、まことに重大な問題である。

先般発覚した、警察が管理する犯罪歴などの個人情報が出た事件では、警察内部から個人情報が漏れいしているとしか考えられず、このような実態の警察に、通信傍受法(盗聴法)によって、今以上の大きな特権を与える必要性は、全くないと断言せざるを得ない。

よって、本市議会は、政府に対し、国民の人権侵害に直結する危険な通信傍受法(盗聴法)を、速やかに廃止することを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成12年 9月27日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男